

特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会（以下「法人」という。）定款第16条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人は、役員は、無給とする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年7月22日理事会議決)